

水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬について（ばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬）（案）

下記の農薬のトリアジメホン及びビテルタノールについては、その使用方法等から、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められるため、「水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて」（平成24年2月24日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第29回）修正了承）2.②及び「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生じるおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて」（平成24年2月24日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第29回）修正了承）2に基づき、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を行う必要がない農薬とする。

なお、今後、既登録内容とは異なる使用方法等の製剤について登録申請がなされた場合には、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定の必要性について改めて検討することとする。

記

農薬名	化学名	使用方法の概要	容器
トリアジメホン	1-(4-クロロフェノキシ)-3,3-ジメチル-1-(1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノン	小型容器に封入された家庭園芸用のスプレー剤であり希釈せずそのまま散布する。	ポリエチレン瓶又はポリエチレンテレフタレート瓶(最大容量1,000mL)
ビテルタノール	a 1 1-r a c-1-(ビフェニル-4-イルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ブタン-2-オール		

平成24年2月24日 中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会(第29回)修正了承

参考

水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬について（ばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬）（抜粋）

「『農薬の登録申請に係る試験成績について』（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）の運用について」（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）において、「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」に該当するとして掲げられている使用方法の詳細は以下のとおり。

オ. エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合

広範囲かつ多量に使用されることがない農薬には、エアゾル剤、スプレー剤及び作物の一部分にのみ使用するものがあり、いずれも局所的に使用する。

エアゾル剤及びスプレー剤は、小型の容器に封入された家庭園芸用の農薬で、病虫害の認められる作物に直接噴霧して使用する。

作物の一部分にのみ使用する農薬は、対象作物の花や果実のみに散布又は浸漬処理して使用する。